

収入印紙

貼付

# 委託契約書

業務名	堺市民会館運営管理方針策定支援業務
履行場所	堺市内ほか
履行期間	契 約 日 から 平成27年 3月31日 まで
契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	

上記の業務について、発注者と受注者は、おののおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 堺市堺区南瓦町3番1号  
名称 堺市  
代表者 堺市長 竹山修身

受注者 住所  
名称  
代表者

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書の定めるところにより、別紙仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(業務実施計画書等の提出)

第3条 受注者は、この契約の締結後、直ちに業務実施計画書及び業務に必要な関係書類を作成し、発注者に提出するものとする。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、合併等を原因とする承継で、発注者の承認を受けたものについては、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。

(再委託の届出等)

第5条の2 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、再委託しようとする相手方(以下「再委託先」という。)の商号又は名称、業務の内容及びその理由、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に届出しなければならない。

2 受注者が前項の規定により、業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者(以下「入札参加停止者」という。)及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者(以下「入札参加除外者」という。)並びに第14条第1項第8号に該当する者を再委託先としてはならない。

(2) 受注者は、再委託先の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により、業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方が堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下単に「暴力団密接関係

者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

- 4 発注者は、受注者が入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は第14条第1項第8号に該当する者を再委託先としている場合は、受注者に対して、当該再委託契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(不当介入に対する措置)

第5条の3 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- 2 受注者は、再委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

- 3 発注者は、受注者が発注者に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止措置を行うことができる。

- 4 発注者は、受注者又は再委託先が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項に規定する報告及び届出又は第2項に規定する報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(監督員)

第6条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員(以下「監督員」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に報告しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- (2) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
- (3) 契約書類に基づき受注者が作成した書類の承諾
- (4) 契約書類の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

(業務責任者)

第7条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務内容の変更)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額又は契約内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 受注者は、その責に帰することができない理由又はその他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに発注者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(臨機の処置)

第9条 受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

(立会・報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる。この場合において、発注者は、業務の履行が適正でないと認めるときは、その補正を求めることができる。

(損害の負担)

第11条 受注者は、受注者の責に帰す事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者(発注者の職員を含む。)に損害を与えたときは、発注者の責に帰すべき場合を除き、その損害を賠償する責に任ずる。

(検査)

第12条 受注者は、業務が完了したときは、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、速やかに検査しなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、検査の結果、契約書類の記載内容と適合しない部分について発注者から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第13条 受注者は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときは、契約代金を、次のとおり発注者に請求するものとする。

一括払い ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、支払請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

- (2) 本契約に関して受注者又は受注者の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (5) 受注者について、破産、民事再生、会社更生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (6) 第5条の2第4項の規定により、発注者から再委託契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、受注者の責に帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (8) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除された場合は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者が受注者に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

（受注者の契約解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者に対してその賠償を請求することができる。

（協議による契約解除）

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

（不正な行為等に係る賠償額の予約）

第17条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（単価契約の場合は、第13条第2項の規定により支払った契約代金。以下この条において同じ。）の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不

当販売に係るものを除く。)を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項(独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項(独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、受注者が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めるとき。

2 前項(第5号及び第6号を除く。)の規定は、独禁法第7条の2第6項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者が受注者に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(不完全履行による減額、損害賠償)

第18条 発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

(相 殺)

第19条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第14条第1項各号の規定に該当したときは、当該金銭債権と第13条第1項の契約代金とを相殺することができる。

(変更の届出)

第20条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届出なければならない。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(協 議)

第22条 この契約に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び堺市契約規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とで協議して定める。

(契約保証金)

第23条 受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。

2 契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。

3 契約保証金には利子を付さない。

(違約金等への充当)

第24条 第14条第1項の規定に基づき、発注者がこの契約を解除したときは、契約保証金は第14条第2項に定める違約金に充当する。また、第11条第1項、第17条又は第18条の規定により、発注者が受注者に対して損害賠償債権を有するときも同様とする。